B. 方法論と限界

B-1. 文献調査

我が国チームの評価作業では、政策文書および該当するその他の文献資料(重要な意義をもつ文書は、上記の表A-2-1において特定されている通りである)の検討を通じて、本部レベルにおけるパリ宣言の解釈に特に注意を払った。また、ODAに関する第三者評価の報告書を含めた既存文書、ならびに日本の開発協力に関するOECD-DACの直近のピアレビューが幅広く利用した。

B-2. インタビュー調査

我が国評価チームは、外務省およびJICAの内部でODA政策の策定・実施の責任を負っている部局(外務省の国際協力局およびその下の部課、ならびにJICAの国際援助協調課)に所属する職員を対象として、一連の半構造化インタビュー調査(semi-structured interviews)を実施した。

様々な利害関係者の意見を調査するために、評価チームは政府の立法部門、ならびに市民社会組織の代表的な人物に対しても半構造化インタビュー調査を実施した。 具体的には、前者には外交防衛委員会(参議院)の研究者、後者には学者、NGOのスタッフおよびジャーナリストが含まれている。

B-3. **アンケート調査**

評価チームは、在外の日本大使館とJICAの海外事務所のスタッフを対象に、構造化されたアンケート調査も実行した。アンケートは、パートナー国におけるパリ宣言の実施について調査と検証を行うように構造化されたものであった。アンケート票は、41か国のパートナー国にある日本大使館とJICAの海外事務所に配布され、35の大使館と36ヵ所のJICA事務所から回答が得られた。対象国41か国は、(1)対象国に日本大使館とJICAの海外事務所の両方があること、(2)対象国が低所得国または低-中所得国に分類されること、という基準に基づいて選ばれた。